



令和4年1月31日

兵庫県議会

議長 藤本 百男 様

行財政運営調査特別委員会

委員長 藤田 孝夫

委員会調査報告書

第355回定例県議会において、当委員会に付議された「県の行財政運営に関する調査」について調査を行い、その結果を取りまとめたので、次のとおり報告します。

I はじめに

本県では、平成30年に制定した「行財政の運営に関する条例」に基づき、適切な行財政の運営を行うため、各分野の取組方針を定めた行財政運営方針を策定するとともに、毎年度実施計画を策定し、各分野の取組を進めてきた。

令和2年度決算では、収支均衡を確保することができたが、震災関連県債の残高は依然として高い水準にあり、今後も社会保障関係費の増加や、震災関連県債等の償還などが見込まれる。

さらに、人口減少や少子高齢化への対応等とともに、新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた地域経済の立て直しが急務となるなど、多くの課題に直面している。

条例においては、3年ごとを目途に、社会情勢の変化、国の政策動向、行財政の運営状況等を勘案し、行財政運営方針の見直しを行うこととされており、本年度は、行財政運営方針の策定から3年目にあたる。県では、財政フレームをはじめ、行財政運営方針に掲げる各分野の取組について検証し、行財政運営方針を見直して、県政改革方針(仮称)の策定作業を進めている。

このようなことから、昨年9月、第355回定例県議会において当委員会が設置され、これまでの行財政運営の課題と検討方向を議論するとともに、来年度以降の新たな行財政運営について、12月に示された県政改革方針(仮称)(行財政運営方針の見直し(一次案)) (以下「一次案」という。)についての調査を行い、さらに本年1月には一次案の修正案の調査を実施した。

調査の過程において各委員等から出された意見は、観点が共通するものも多々あるが、その内容は多岐にわたっている。このため、すべてをここに列挙することはできないが、当委員会において指摘のあった主な事項を以下のとおり示すものである。

II 一次案に対する意見について

1 策定の趣旨

- ・ 県政運営においては、多自然地域の課題解決に必要な予算を一定確保するとともに、都市政策にもしっかりと取り組み、広域行政の担い手としての役割を果たすことが重要である。
- ・ 県の財政の姿が見える化し、財政の透明性を高める取組が盛り込まれていることは評価する。
- ・ コロナ禍の中、躍動する兵庫の実現のため、前例に囚われない改革を進めようとする姿勢は評価する。
- ・ 財政の縮減のみを目的として進めるのではなく、守るものは守りながら、持続可能な行財政基盤を確立していくことが重要である。
- ・ 大型開発優先の経済施策から、県民の暮らし、雇用、福祉等を増進するための経済施策へと抜本的に転換する改革が必要との意見もあった。

2 県政改革の基本方針

- ・ 一次案ではビルドの方向性が見えないため、「イノベーション型行財政運営」という言葉だけで終わらないよう、早急にその方向性を示すとともに、より効果的な施策を推進すること。
- ・ ビルドの方針が具体的に見えないのは、県政運営上の問題になり得ると危惧する。また、県民の声を適切に反映しきれていないと考えられるため、県議

会をはじめ、関係各位との対話をより丁寧に進めていくこと。

- ・ 持続可能な行財政基盤を確立するための見直しとしては理解するが、今回の見直しの進め方については、もっと丁寧な説明と議論が必要であった。
- ・ 県政の大きな方向性、戦略については、知事が中心となってトップダウンにより示すこと。
- ・ 今後も財政の透明性を高める取組をより一層推進し、県民に分かりやすく説明すること。
- ・ 基本方針の各項目が、どのような兵庫を目指しているのか、県民に見える形で伝えること。
- ・ 財政基盤を安定させる目的は、人口減少を食い止めることであるという強いメッセージを伝えること。
- ・ 一次案の内容で市町や関係団体の納得が得られないものについては、無理をせず、公社改革と同様に来年度に検討すること。

3 財政運営

(1) 財政収支見直し

- ・ 最終案に向けた収支見直しの試算にあたっては、より県民に対して説得力のある堅実な財政運営の見込みを立てること。
- ・ 財政収支見直しにおいては、常に最新の経済成長率を用いて試算すること。
- ・ 県民の理解・協力を求めるためには、本県の厳しい財政状況を県民に正しく伝える必要があり、誰にでも理解できるよう情報発信して、真の「見える化」に取り組むこと。

(2) 行政施策

ア 事務事業

(ア) 全般

- ・ 市町随伴の負担割合を見直すことは、県市協調関係や市町の財政運営に深刻な影響を与えかねないため、十分配慮すること。
- ・ 県は市町に対し、事業効果を高める観点から見直しを検討したり、より効率的な予算執行ができるよう代替案を示すなど、地域の実情を踏まえ、市町と共に地域を支える姿勢で臨むこと。また、見直しにあたっては、市町の予算

編成に十分間に合うよう、市町や関係者に対して早い段階から丁寧に説明し、十分な協議、調整を重ね、合意形成を行うこと。

- ・ 県民生活に直結する医療・福祉・教育等に関しては慎重に対応するなど、県民目線に立って、必要な事業にしっかりと予算を配分していくこと。
- ・ 団体との関係性や今後の県政運営への影響が懸念される事業の見直しは、特に慎重に行うこと。
- ・ 地域再生大作戦、地域経済活性化支援事業、商店街活性化施策、バス対策費補助など地域社会・経済に大きな影響を与える事業の廃止や見直しについては、市町や団体への丁寧な説明と、理解を得る必要があり、理解が得られないのであれば、廃止等の方針について検討し直すこと。
- ・ 県民や市町の声をよく聞き、暮らしや福祉に関わる事務事業の廃止や見直し案は撤回することを求める意見もあった。

(イ) ひょうご地域創生交付金

- ・ 市町にとり、地域のニーズに応じて柔軟に実施可能で、地域創生に資する重要な事業であるため、見直しにあたっては市町の意見を聞く場を設けること。また令和5年度以降の新たな事業は、県が対象事業をメニュー化するのではなく、市町が独創性を活かせる制度とすること。
- ・ 令和4年度は激変緩和措置がとられるものの、財政力の弱い市町の予算編成への影響が大きいことから、令和5年度に創設される新たな事業の姿を速やかに示すこと。

(ウ) 地域再生大作戦

- ・ 県民サービスの低下とならないよう、今後の取組について市町と役割分担、費用負担等の協議を行うとともに、地域再生アドバイザー等、県のネットワークやノウハウを活用できる仕組みや官民連携の事業展開に係るマニュアルなども整備し、円滑な事業実施につなげること。

(エ) 出会いサポートセンター事業

- ・ 成婚数の実績が減少しているからといって地域センターを廃止するのではなく、実績を上げる方向で事業のあり方を見直すこと。

(オ) 障害者小規模通所援護事業

- ・ 県民生活に直結する福祉的要素が強い事業で、守るべき事業と考えるため、

見直し内容を検討すること。

- ・必要性が高い事業で継続すべきであり、対話を継続して、スムーズなソフトランディングを目指すこと。

(カ) グループホームを利用する低所得者に対する家賃助成

- ・今後、あり方を検討する際には、障害者の負担増により自立を阻害するものにしないこと。また、障害者団体に理解を得たうえで制度を構築すること。
- ・県民生活に直結する福祉的要素が強い事業であり、守るべき事業と考えるため、見直し内容を検討すること。

(キ) 老人クラブ活動強化推進事業

- ・令和4年度に見直しを行うには、市町の予算編成への影響や老人クラブへの説明等を考慮すると期間が短すぎ、また、見直し後の詳細が不明である。見直しを行う場合は、市町との十分な協議・調整を行ったうえで実施すること。
- ・今後ますます高齢化が進む中、地域の活力を維持するために重要な役割を果たしており、今回の見直しによって活動を続ける意欲の低下や地域活動の弱体化が懸念される。他府県と差別化を図る観点からは、むしろ増額が望ましい。

(ク) 音楽療法定着促進事業

- ・音楽療法の普及は進んでおらず、さらに普及・定着を促進していくべきであり、守るべき事業と考えるため、見直し内容を検討すること。

(ケ) 地域経済活性化支援事業

- ・経営指導員の成果は、苦境にある企業の相談に乗ることであり、定数を減少すれば、経営危機に陥る企業が増加し、地域経済に影響を与える恐れがあるため、見直しは慎重に行うこと。また、コロナ関連の支援が必要な間は削減しないこと。

(コ) 商店街活性化施策

- ・県の負担割合の見直しにより、商店街側の負担が増え、商店街の共同施設が維持できなくなる恐れがあるため、市町や関係団体と丁寧に協議すること。

(サ) 海外事務所運営費

- ・海外事務所の廃止にあたっては、活発に交流し、全国的にも大きな実績を上

げている本県及び県内自治体の姉妹都市交流活動に影響のないよう、現地連絡員の配置など現地連絡体制をしっかりと整えること。

- ・西豪州・兵庫文化交流センターは、本県と西オーストラリアとの交流の要として機能してきた長い歴史がある。また今後、水素社会の実現に向け、オーストラリアとの交流は非常に将来性があり、重要な交流であることは明白であり、事務所の廃止は本県にとって大きな損失になると考える。
- ・廃止時期や廃止後の対応などについては、相手国にも配慮し、現地との調整を慎重かつ丁寧に行うこと。また、残る3事務所についてもこれまでの成果、評価を検証し、早期に方向性を示すこと。

(シ) 私費外国人留学生奨学金支給事業

- ・役割が低下しているとは言えず、留学生からも意見を聞き、見直し内容を検討すること。

(ス) バス対策費補助

- ・地方の路線バス事業者は経営状況が非常に苦しく、市町も財政状況が厳しい中多額の支援を行なっている。特に財政が脆弱な郡部では、廃線の危機になりかねず、公共交通ネットワークを維持するため、従前どおりの補助を継続すること。

(セ) 人生いきいき住宅助成事業（一般型）

- ・市町によっては、県事業が廃止となれば一般型の事業の廃止を検討せざるを得ないため、制度を継続すること。
- ・県民生活に直結する福祉的要素が強い事業であり、守るべき事業と考えるため、見直し内容を検討すること。

(ソ) 市街地再開発事業

- ・神戸市内において新規着手する市街地再開発の事業補助のあり方の見直しは、三宮都心再整備事業の根本に関わるため、これまでの制度を維持すること。
- ・市街地再開発事業の見直しについては、神戸市の開発に投資しないと現時点で決定する必要はなく、今後の県・市の関わりや連携、事業の精査等を通じて十分協議すること。

(タ) 神戸マラソン開催費

- ・本事業は、県内への経済波及効果が80億円と費用対効果の優れた事業であり、震災記憶の風化を防ぐという役割も果たしているため、県として取り組む目的を改めて明確に設定し、事業展開を図ること。
- ・兵庫の魅力を発信していくうえで、神戸ブランドは欠かせないものであり、神戸・兵庫のブランドが損なわれることがないように、事業における県の関わり方を検討すること。
- ・地域創生への寄与という新たな目的を持って、今以上の効果を発揮できるよう見直すこと。

(チ) 予算決算乖離事業

- ・執行率などで機械的に廃止するのではなく、その原因をよく分析したうえで廃止の可否を検討すること。また、事業の改善の方向性や代替事業等が適切なものか判断できるように、具体的な内容を早急に示すこと。

イ 投資事業

(ア) 全般

- ・税収は景気動向によって大きく左右されることから、状況の変化に柔軟に対応するとともに、県民ニーズに沿った有利な緊急措置事業がある場合、総額設定の一律適用にこだわらず、必要に応じて積極的に確保し、事業費に充当すること。
- ・県民の安全・安心につながる必要な投資事業は積極的に推進すること。
- ・大型投資事業の見直しについては、具体的な方向性を早急に示し、関係各位への十分な説明を踏まえること。
- ・財政健全化を維持しながらも、必要な投資事業量は確保すべきであり、財政措置が有利な国の補正予算を活用することは必要である。国当初内示において、県当初予算を確保できなかった場合、県実負担を増加させない範囲で、国補正予算を活用するなど、柔軟な運用を図ること。
- ・後年度事業量を前倒しして補正予算を実施する場合、次年度以降の当初予算から減額するのではなく、特に基幹道路整備などについては供用開始を早める形で前倒しするよう、予算配分を行うこと。
- ・公共施設等適正管理推進事業債については、国において令和8年度まで延長されたため、令和4年度以降も国の別枠事業から除外されている公共施設等

適正管理推進事業を加算して再計算すること。

- ・ 県民の命や暮らしを守り、地元建設業者も直接受注できる防災・減災型の投資事業への転換を求めるとの意見もあった。

(イ) 県庁舎等再整備事業

- ・ 現庁舎は大地震に対する安全基準値のI s 値0.6を大きく下回ることが判明しており、県庁舎整備のあり方を決定するまでも災害発生時の応急対策活動拠点としての機能は求められ、また、職員の安全を確保する必要があることから、より具体的な改善案を早急に示すこと。
- ・ 感染症対策、働き方改革、デジタル化の進展、働き方の分散化などを踏まえ、現地建替えありきではなく、本庁機能のあり方、本庁機能の維持に必要な職員数の見直しを含めて、早急に再検討すること。
- ・ 早急に元町全体のグランドデザインを描くとともに、災害発生時の応急対策活動拠点としての県庁機能を整備するため、前向きに検討を進めていくこと。
- ・ 元町地区の再整備は、凍結するのではなく、本庁舎とは切り離し、神戸市とのこれまでの議論を踏まえ、三宮再整備と一体で進めること。
- ・ 元町全体のグランドデザインの検討にあたり、商業やホテル需要を過信して過大な期待を持たないようにするとともに、県が神戸市の協力を得られず元町の山手側に力を入れすぎることがないようにすること。
- ・ 職員の職務スペースや県民交流スペースが削減されないようにとの意見もあった。

(ウ) 伊丹庁舎新館等整備事業

- ・ これまでの議論を踏まえ、真に行財政の改善になるベストな方法なのかをよく検討し、地元関係者にも十分に説明し、理解を尽くしたうえで最終案を導くこと。
- ・ 行財政基盤が改善すれば早急に計画を再開すること。その際、阪神各地からの利便性や、災害時の対応、中長期的な行財政メリットなどの総合的な観点から検討すること。
- ・ 伊丹市をはじめ関係市、関係団体の納得を得る説明を丁寧に行うこと。

(エ) ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）整備事業

- ・整備の推進という観点から、整備、運営の手法、整備のタイミングの検討を早急に進めること。

(オ) 但馬空港の機能強化

- ・豊岡市、但馬の地域創生にとって不可欠であるため、但馬空港において取り組むべき施策の検討にあたっては、地元の想いを十分汲み取ること。
- ・但馬地域への交通アクセスが改善し、空港の存在意義が問われている中、多額の投資に見合う経営改善の見通しがたっていないことを踏まえ、見直しを検討し、今後の見通しを示すこと。

(カ) 災害に強い森づくり等事業

- ・超過課税を活用していることを十分認識し、政策目的に合致した事業を推進すること。

(キ) 社会基盤整備の推進

- ・県単独事業を含む社会基盤整備は、社会基盤整備プログラムや各種分野別計画に基づき、これまでどおり事業を継続、実施すること。

ウ 公的施設等

- ・すべての指定管理施設に原則公募を徹底することは、公募になじまない施設もある。歴史的背景や地域との関係性等を考慮し、県民にとって不利益とならないよう調整し、導入すること。
- ・収益施設による過度な商業化で、憩いの場としての県立都市公園の機能を低下させないよう、行政の適切なチェックと、利用者の声を適切に反映させる工夫をすること。
- ・P F I制度が万能ではないことを前提に、施設毎に導入の適否を慎重に検討すること。また、県営住宅事業への導入においては、入居者の不利益や利便性の低下が長期的な視野に立っても生じないようにすること。
- ・コスト削減を目的とした県有施設の民間委託は見直すべきとの意見もあった。

エ 試験研究機関

- ・廃止や縮小を前提とせず、技術の継承や新たな課題に対応する研究を積極的に進め、施策等に活用できるよう、体制の充実を検討すること。
- ・隣接府県の試験研究機関との統合や関西広域連合の枠組みの中での統合を

検討すること。

オ 県営住宅事業

- ・将来的に市町へ移管する方が効率的、効果的な運営に資すると考えられることから検討すること。

カ 教育施策（教育委員会所管）

- ・学校統廃合による地域の活力低下の影響などを考慮し、統廃合にあたっては地元市町や地域住民に対し慎重に対応すること。
- ・教室不足等設置基準に満たない特別支援学校については、地域の実情に応じて新設校、分教室の整備をさらに推進すること。また、多様な障害への対応や老朽化対策を進め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる取組を進めること。
- ・不登校への対応について、オンラインによる学習支援や学習アプリの活用などをさらに充実させるとともに、フリースクールに対する運営費補助や授業料の補助等、教育環境整備を支援すること。

（３）収入の確保

ア 課税自主権

- ・超過課税を今後も継続し、地域包括型の産後ケア体制構築等、子ども・子育て支援のための新たな課題に対応した施策に取り組むこと。

イ 諸収入

- ・企業版ふるさと納税は、企業にアピールできるメリットを考えて訴求すること。また、ふるさとひょうご寄附金は、寄附者の応援がさらに得られる事業の発案、募集、参画と協働をより一層進めること。

ウ 県有資産の活用

- ・市に長期間貸付している土地の処分の推進については、利用者である地域住民に大きな影響が及ぶ場合もあるため、処分にあたっては、市町と丁寧に協議、調整を行い、市町が希望する場合は貸付を継続すること。

（４）公営企業、公社等の運営

ア 企業庁

- ・将来の県内経済の活性化につながる企業誘致をさらに積極的に進めること。また、安定的な事業継続のために経営戦略を策定し、求める機能、経営実績

等の目標を数値等で具体化し、経営の結果責任を常に問う体制とすること。

- ・ひょうご情報公園都市については、すでに多額の利子が加算されていることから、早期に対応すること。
- ・播磨科学公園都市の未成土地については、事業化の展望がなく、処分を含め利用計画を見直すこと。その際、県有環境林としての活用を検討するのであれば、取得や開発当初の経緯等も検証し、本来の資産価値を明らかにすること。
- ・一般会計から貸付を受けて企業庁が運営を担っている青野運動公苑については、民間事業者への売却を検討すること。

イ 公社等

- ・すべての公社について、議会の意見も聞き、その必要性を改めて検討し、抜本的な改革を図ること。
- ・運営方法や事務事業等の抜本的改革、民間人材の活用、透明性の確保などについて、スピード感をもって進めるとともに、第三者委員会による点検、評価については、民間人材等を登用すること。

ウ 兵庫県公立大学法人

- ・法人化のメリットを十分に発揮させ、個性ある大学づくりと戦略的な人材育成を図るとともに、9か所のキャンパス、4つの附置研究所をより効率的に運営できるよう、本部機能の強化など体制整備を図ること。

4 行政運営

(1) 組織

ア 本庁

- ・12部体制では責任の所在の明確化が期待できる一方、縦割り行政が進む懸念があるため、引き続き新県政推進室のような横断的な調整部署が必要であり、そうした部署と各部が連携して県政を運営すること。
- ・組織再編にあわせ、スポーツ行政の一部の知事部局への移管等、所管事業の見直しも大胆に行い、組織再編が県政課題の解決につながることを示すこと。

イ 地方機関

- ・兵庫を未来に向けてどう活性化していくかの「地域経営」の視点が必要。県民局はいわば参画と協働の拠点として、各市町とともに地域の活性化に懸命に取り組んでいる、「地域経営」の資源、宝であることに留意すること。
- ・県民局の体制は本庁の職員数や体制と連動してはじめて検討できるものであるが、県民ボトムアップ型県政推進の観点からも、県民局体制は堅持し、その機能を強化する方向で検討すること。
- ・市町数が88から41へ半減していることも踏まえ、県民局（センター）のあり方を検討すること。
- ・今後、保健所のあり方を検討する際には、感染症や難病等の利用者の目線に立って議論を行なうこと。なお、芦屋保健所統廃合計画は凍結ではなく撤回することという意見もあった。
- ・新たな感染症に備えるため、エビデンスに基づいて、正確な情報の発信や県等への施策提言を行う組織として、大学、試験研究機関、医療機関、保健所等の行政機関、産業界と連携した感染症対策専門機関を創設すること。

ウ 教育委員会

- ・教育事務所は存置ありきではなく、市町で完結が可能な事業は、地域の実情に応じて順次市町へ移譲するとともに、本庁に集約できる事業は、本庁に順次移していくなど、社会や教育課題の変化に応じた検討をすること。

エ 警察

- ・交番・駐在所の再整備や統廃合については、地域の安心感が担保できるよう十分配慮するとともに丁寧な説明を行うこと。

(2) 職員

ア 定員

- ・新型コロナウイルス感染症対策における保健師の増員の必要性など、感染症や災害対応等、県民の命と暮らしを守るために必要となる職員定員を確保すること。
- ・本庁組織の見直し後も、組織や定員の十分な検証を行なうこと。また、行政サービスの低下につながらないように、今後も適切な職員数の検討を行なうこと。
- ・職員の年齢構成の平準化に向け、新規採用、再任用、経験者採用等をバラン

ス良く行うこと。

イ 給与

- ・優秀な職員の確保や、管理職のモチベーション向上の観点から、管理職手当の減額の適否について、今後も検討すること。
- ・給与、勤務条件、福利厚生等の見直しにあたっては、労使合意のうえで進めること。

ウ 働き方改革の推進

- ・制度や職場環境に加え、仕事の中身をどう変えていくかも問われており、職員自身が変革していくことを許容し、後押しするような仕組みと風土を作り出し、より一層の働き方改革を実現させること。

エ 人材育成

- ・女性幹部職員の育成推進のためには、育児、介護等家庭との両立が求められる職員の不安をフォローできる体制整備とともに、例えば総務課や財政課、人事課等での職責の経験をさせることを両輪として進めること。

(3) 業務改革

- ・業務の抜本的な見直しが迫られているなか、行政のデジタル化を進めるうえで、スピード感を持って外部人材の大胆な登用を進めること。
- ・小粒な改革にとどまっているため、庁内に第三者の視点を取り入れた業務分析や改善の取組など、さらに踏み込んだ業務改革を検討するとともに、外部人材の活用や業務改革スケジュール等の検討を進めること。

(4) 地方分権への取組

- ・これまで本県が関西広域連合の設立、運営等に積極的に果たしてきたことを踏まえ、大阪府のみとの連携に重きをおくのではなく、関西広域連合構成団体との広域連携も推進すること。
- ・国へ更なる事務・権限の移譲を提案するとともに、県と市町との役割分担を明確化し、財源と共に権限の移譲を進めること。
- ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発動を含め、防災機能の権限の一部を地方自治体に委譲するよう引き続き国に強く求めていくこと。
- ・地方分権による経済成長を促進するため、特区を活用した産業の国際競争力強化や地域活性化の推進にあたっては、県民が希望を持てる具体的計画やイ

メッセージの発信を強化すること。

5 事業レビュー

- ・事業レビューを公表するだけでなく、事業の見直しに関して、県と市町との間で説明、意見聴取、協議等を行う場や時期などを検討すること。

6 行財政の運営に関する条例の改正

- ・行財政の運営に関する条例の改正については、12月16日の委員会において、一次案の説明の中で、条例名及び内容の改正を行う旨を聴取したところであるが、改正の具体的な内容は、本報告書を取りまとめる時点では、明らかとなっていない。

このため、条例改正案が議会に提示された段階で、当委員会において調査を行うこととする。

Ⅲ おわりに

当委員会は、執行機関が取りまとめた一次案に記載された行財政全般にわたる項目について、慎重かつ集中的に調査を行なった。

本県では、人口減少など多くの県政課題の解決に向けて、限られた財源の中、徹底した選択と集中により、行財政運営に取り組んできた。しかしながら、今回、調査の過程において、執行機関がまとめた一次案において、令和10年度までの収支不足額が440億円に増加することとなるなど、本県の行財政運営が厳しいことが明らかとなった。

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、社会経済情勢が大きく変動する中において、今回の行財政運営の見直しは変革の契機ともなるものであり、県民の要請に的確に応じつつ、収支均衡と将来負担の軽減が図られるよう、持続可能な行財政運営に努めていく必要がある。

その際、今回の歳出抑制が県民に及ぼす影響を十分に踏まえ、スクラップだけではなくビルドを具体的に示していくこと、また県民や市町の意を十分に汲みながら推進すること、そして県民の誰もが安心・安全や豊かさを実感できる県政を進めることが重要である。

調査においては、一次案に記載された各分野について、多岐にわたる指摘を行なった。執行機関においては、議会から出された意見を真摯に受け止めて、県政改革方針を策定し、不断の見直しを行なうことで、社会情勢の変化や県民の要請に的確に対応できる行財政運営を推進していくことが求められる。

また、県政改革方針の策定、推進には県民の理解と協力が不可欠であり、改革の目的や理由をはじめ、その内容や効果について県民に分かりやすく説明し、理解を得ながら取り組む必要がある。

二元代表制の一翼を担う議会としても、チェック機能を十二分に発揮して、適切に行財政運営がなされるよう、尽力していく。

別記 1

調 査 の 経 過

- 令和 3 年 9 月 21 日 正副委員長互選、運営要領協議、行財政運営方針の見直しに係る課題と検討方向についての説明
- 令和 3 年 10 月 26 日 行財政運営方針の見直しに係る課題と検討方向についての質疑応答
- 令和 3 年 11 月 8 日 行財政運営方針の見直しに係る課題と検討方向についての各会派の意見の表明
- 令和 3 年 12 月 16 日 行財政運営方針の見直し（一次案）についての説明
- 令和 3 年 12 月 23 日 行財政運営方針の見直し（一次案）についての質疑応答
- 令和 4 年 1 月 18 日 行財政運営方針の見直し（一次案）【修正案】についての説明、質疑応答
- 令和 4 年 1 月 24 日 行財政運営方針の見直し（一次案）【修正案】についての各会派の意見の表明

別記 2

行財政運営調査特別委員会委員名簿（令和 3 年 9 月 21 日）

委員長	藤田孝夫
副委員長	内藤兵衛
理事	中田慎也
〃	門隆志
〃	長岡壯壽
〃	黒川治
〃	上野英一
〃	伊藤勝正
委員	北口寛人
〃	島山清史
〃	黒田一美
〃	小西隆紀
委員外議員	入江次郎